

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
（当日は、  
休む日、  
翌日）

## 目 次

- ◇規 則 鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則
- ◇告 示 解除予定の保安林
- ◇選管告示 出納長の権限に属する事務の委任  
昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号の一部改正
- ◇教委告示 定例教育委員会の招集

## 規 則

鳥取県農業近代化資金利子補給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十六年八月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第六十八号

鳥取県農業近代化資金利子補給規則（昭和三十七年二月鳥取県規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表の農業近代化資金の種類の種類、項利子補給率の欄中「第二号、第三号及び」を「第二号及び第三号に掲げる者、」に、「第四号までに掲げる者」を「第四号までに掲げる者並びに同条第五号に掲げる団体であつて農作業の受託の事業を主たる事業として営むもの」に、「令第一条第五号に掲げる者」を「令第一条第五号に掲げる団体であつて農作業以外の事業を主たる事業として営むもの」に改め、同表の第一号の項農業近代化資金の種類の種類「電気牧さく」を「牧さく」に改め、「かん水施設」の下に、「農産物集出荷施設」を、「農産物貯蔵施設」の下に、「農産物販売施設」を加え、「又は家畜診療施設」を「家畜診療施設又は農業生産（農産物の処理加工を含む。）に伴つて生ずる公害の防止のために必要な施設」に改め、同表の第六号の項農業近代化資金の種類の種類「事業費が五十万円」を「知事が定める規模」に改め、同表の第七号の項農業近代化資金の種類の種類「集会施設、研修施設又は託児施設」を「その他の農村における環境の整備のために必要な施設であつて知事の定めるもの」に改める。

### 附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の鳥取県農業近代化資金利子補給規則第三条の規定による利子補給契約書に基づき利子補給について知事の承認の行なわれている農業近代化資金については、なお従

前の例による。

告 示

鳥取県告示第六百九十八号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年八月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

西伯郡大山町大字豊房字西牛飼尾二〇五三―三(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

林道敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び大山町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第六百九十九号

次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十条の規定により告示する。

昭和四十六年八月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡郡家町大字郡家字神馬七二〇―二及び大字宮谷字堤谷三―四  
二(次の図に示す部分に限る。)

二 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

三 解除の理由

公衆通信施設敷地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部造林課及び郡家町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第一百七十一条第四項の規定により、昭和四十六年八月十六日出納長をしてその権限に属する事務を次のとおり委任させた。

昭和四十六年八月二十七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 委任する事務

大阪フィルハーモニー交響楽団演奏会入場料収納

二 委任を受ける出納員

教育委員会事務局社会教育課 大村 勝

### 選挙管理委員会告示

#### 鳥取県選挙管理委員会告示第五十三号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号(不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について)の一部を次のように改正する。

昭和四十六年八月二十七日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加藤 章

「医療法人十字会 野島病院 倉吉市瀬崎町二七一四の一」を「医療法

人十字会 野島病院 倉吉市瀬崎町二七一四の一」に改める。

人仁厚会 倉吉病院 倉吉市山根三

### 教育委員会告示

#### 鳥取県教育委員会告示第十三号

定例教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和四十六年八月二十七日

鳥取県教育委員会委員長 小田 大吉

一 日時 昭和四十六年八月三十日 午前十時

二 場所 鳥取市東町 県教育委員会委員室

#### 三 議題

- (1) 市町村教育委員会教育長の承認について
- (2) その他